

[illegible]

別海町農業委員会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 8 年 6 月 1 8 日)

○開催日時 令和 8 年 6 月 1 8 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 1 階 1 0 1 ・ 1 0 2 会議室

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（21名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

1番	羽	石	健	一	3番	芳	賀		均
4番	阿	部		浩	5番	石	森	裕	治
6番	石	毛		剛	8番	山	田	良	雄
9番	木	幡		誠	10番	佐々	木		實
11番	竹	花	智	子	12番	猿	谷	忠	義
15番	藤	田	浩	義	16番	石	田	昌	樹
17番	及	川	哲	夫	18番	小	島		敏
19番	齊	藤	春	雄	20番	岸	本	正	明
22番	豐	島	千	秋	24番	岡	崎	知	暢
25番	大	内	敏	光					

○欠席委員（5名）

2番	加	藤	祐	介	13番	畠	山	友	子
14番	市	川	義	晴	21番	伊	藤	一	吉
23番	目	黒	英	夫					

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	福	原	義	人
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
総務担当	主任	谷	口	百	恵
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主任	沼	倉	正	広

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

24番	岡	崎	知	暢	25番	大	内	敏	光
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年7月8日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席24番 岡 崎 知 暢

議席25番 大 内 敏 光

◎開会宣言

○事務局（福原事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 6 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 37 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 21 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 2 番加藤祐介委員、13 番畠山委員、14 番市川委員、21 番伊藤委員、23 番目黒委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。24 番岡崎委員、25 番大内委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 4 条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第 1 号、農地法第 4 条許可書の交付について。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第 5 条第 1 項の規定により報告する。

本件につきましては、令和 8 年 4 月 30 日開催の第 35 回農業委員会総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。

許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和 8 年 5 月 22 日としております。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、報告第1号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長(信夫会長)

日程第2 報告第2号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(大山主幹)

報告第2号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和8年4月30日開催の第35回農業委員会総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和8年5月22日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、報告第2号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

今月は32件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしていることを確認しています。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、報告第3号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について。次の者から農地法第6条の2第1項の規定による農地等の利用状況報告書の提出があったので報告する。

今月は2件の報告がありました。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の許可を受けた農地等の利用状況について、適正に利用している旨の報告を受けております。また、そのほかの要件につきましても要件を満たしていることを確認しています。決算期、受理日につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人以外の法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、2号につきましては、○番○○委員が関係する案件となりますので、2号につきまして、○番○○委員を議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第4号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第5号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について。令和8年4月30日開催の第35回農業委員会総会で決定した農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、別海町長から認可した旨通知があったので報告する。

今回認可の通知があったものは、農地売買等事業の貸付タイプを活用した利用権の設定が4件、中間管理事業を活用した利用権の設定が36件となっています。

なお、要請時からの訂正がありますので報告します。貸付期間の終期について、第1号及び第2号は令和13年2月10日から9日に、第3号及び第4号は令和13年3月13日から12日に訂正しております。また、第29号及び第33号について、利用権の設定をする者の住所を要請時から訂正しております。そのほかは要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。認可年月日は、所有権の移転の1号から4号が令和8年5月18日、5号から40号が令和8年5月29日となっています。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、利用権の設定の31号と32号につきましては、○番○○委員が関係する案件となりますので、利用権の設定の31号と32号につきまして、○番○○委員を議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは、報告第5号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第5号を承認することに御異議ありませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第6号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の（7）に基

づく審査に係る意見が求められ、令和8年5月25日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は1件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。

なお、今回は、再認定の区分となっております。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。

本案は1件となっております。なお、貸人と借人の双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡し時期の6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和6年6月25日から令和11年6月24日まで。合

意解約成立の日、令和 8 年 6 月 2 日。土地の引渡し of 時期、令和 8 年 6 月 2 日。

以上で議案第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、議案第 1 号につきましては、○番○○委員に関する案件ですので、○番○○委員を農業委員会等に関する法律第 31 条及び別海町農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

（○番 ○○委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

ここで、議案第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第 1 号につきまして採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第 1 号につきまして、原案どおり知事の許可を要しないことに決定します。

ここで、○○委員に対する議事参与制限を解除します。

（○番 ○○委員 着席）

◎日程第 8 議案第 2 号

○議長（信夫会長）

日程第 8 議案第 2 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第 2 号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定に基づきあつせんを受けたい旨の申出があつた農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

1 あつせんの申出者及び農用地の所在等、第 1 号、あつせんの申出者、○○○○、○○○○。あつせんの対象地、○○○○○外○筆、計○○○㎡。

申出のあった日、令和 8 年 6 月 1 日。

第 2 号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。申出のあった日、令和 8 年 6 月 1 日。

第 3 号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。申出のあった日、令和 8 年 6 月 1 日。

第 4 号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。申出のあった日、令和 8 年 6 月 1 日。

第 5 号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。申出のあった日、令和 8 年 6 月 1 日。

第 6 号、あっせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あっせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。申出のあった日、令和 8 年 6 月 1 日。

2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、売渡しの申出に係る農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲等について所有者と農地中間管理機構を含めた利用調整において意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、農地中間管理機構が当該農用地に係る権利を取得できず、地域計画の達成に資するような利用権の設定等ができなくなるおそれがある。

3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められる。

以上で議案第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 2 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第 2 号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第 2 号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第 9 議案第 3 号

○議長（信夫会長）

日程第 9 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい

て」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和8年7月28日から40年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、許可日から10年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、許可日から10年間。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号と2号につきましては、3番芳賀委員。3号と4号につきましては、8番山田委員にお願いします。

それでは、1号と2号につきまして、3番芳賀委員をお願いします。

○3番 芳賀委員

はい、説明いたします。1号については、〇〇が〇〇から買入れる案件で、

航空写真での判定を行いました、農地を効率的に利用できると判断しています。

2号については、〇〇から〇〇、〇〇への移譲に伴う使用貸借となり、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号と4号につきまして、8番山田委員お願いします。

○8番 山田委員

はい、御説明します。3号については、〇〇から〇〇へ、4号については、〇〇から〇〇へ10年間の使用貸借をするものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第3号につきまして採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案どおり可決することに決定します。

◎日程第10 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないことを確認しています。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、面積、計〇〇〇㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。

転用者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で、議案第４号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第４号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

議案第４号につきまして、９番木幡委員お願いします。

○９番 木幡委員

はい、御説明いたします。１１月１０日に猿谷委員、岸本委員、事務局と現地を確認しまして、牛舎を建設するとのことで他に適した場所がないため、転用もやむを得ないと判断しました。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第４号の委員説明が終わりました。それでは議案第４号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第４号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第４号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第１１ 議案第５号

○議長（信夫会長）

日程第１１ 議案第５号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第５号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は、公社農地売買等事業の貸付けタイプによる公社売渡に係る所有権の移転が８件、公社買入に係る所有権の移転が３件となっております。

なお、所有権の移転の内容につきましては、対価、対価の支払い期限のみ

を朗読し、所有権の移転時期についてはすべて公告日となっていること、当事者間の法律関係は、売買となっていることをこの場で説明し、朗読を省略させていただきます。

それでは、議案の朗読をさせていただきます。

1 所有権の移転。第1号、所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価〇〇〇円。対価の支払い期限、令和8年7月31日。

第2号から第8号まで所有権の移転をする者は、北海道農業公社、対価の支払い期限は7月31日となっていることをこの場で説明し、朗読を省略いたします。

また、以降、所有権の移転をする者などの見出しは読み上げを省略し、左から順に各号の内容のみ朗読します。

第2号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。

第3号、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。

第4号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。

第5号、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。

第6号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。

第7号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。

第8号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。対価、〇〇〇円。

次号からは所有権の移転を受けるものが北海道農業公社となっていること、対価の支払い期限が8月14日になっていることをこの場で説明し、朗読を省略いたします。

第9号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。調整委員、猿谷委員、石森委員。

第10号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。調整委員、畠山委員、加藤真純委員。

第11号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。対価、〇〇〇円。調整委員、及川委員、大内委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号から

8号までは公社買戻し案件ですので、事務局説明とさせていただきます。

なお、所有権の移転の7号につきましては、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により所有権の移転の7号につきまして、○番○○委員の一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長(信夫会長)

それでは、所有権の移転の7号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、所有権の移転の7号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということで、所有権の移転の7号につきまして、原案のとおり要請することに決定します。ここで○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長(信夫会長)

議事を再開します。

続きまして、議案第5号の議事参与制限以外につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。

所有権の移転の9号につきましては、12番猿谷委員。10号につきましては、26番加藤会長代理。11号につきましては、18番及川委員にお願いします。

それでは、所有権の移転の9号につきまして、12番猿谷委員お願いします。

○12番 猿谷委員

はい、説明いたします。9号について、○○からあっせんの申出がありまして、農地売買等事業の貸付けタイプを活用して公社が買入れる案件となっております。5年間の貸付期間終了後に近隣農家へ売買することで調整しておりますので、よろしくお願いします。

○議長(信夫会長)

続きまして、所有権の移転の10号につきまして、26番加藤会長代理お願いします。

○26番 加藤会長代理

はい、説明いたします。10号ですが、○○からのあっせんの申出によ

り、農地売買等事業の貸付けタイプを活用して公社が買入れる案件となっております。5年間の貸付期間終了後に近隣農家へ売買することで調整が進んでおりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の11号につきまして、18番及川委員お願いします。

○18番 及川委員

はい、説明いたします。11号について、〇〇からのあっせんの申出により、農地売買等事業の貸付けタイプを活用して公社が買入れる案件となっております。〇〇へ5年間の貸付期間終了後に売買することで調整が進んでおりますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の議事参与制限以外につきまして、委員説明が終わりました。

ここで、議案第5号の議事参与制限以外につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第5号の議事参与制限以外につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第5号の議事参与制限以外の案件につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第12 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第12 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は2件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第2号、所在、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。

それでは、議案第6号につきまして、現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては、3番芳賀委員。2号につきましては、8番山田委員にお願いします。

それでは、1号につきまして、3番芳賀委員をお願いします。

○3番 芳賀委員

はい、説明いたします。6月8日に山田委員、目黒委員、事務局と現地を確認し、雑種地への変更が適当と思われますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして、8番山田委員をお願いします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。6月8日に芳賀委員、目黒委員、事務局で現地を確認し、非農地と判断しました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。

それでは、議案第6号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第6号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第6号につきまして、原案のとおり証明することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。

これをもちまして、第37回総会を閉会します。